

2020年4月吉日

保護者の皆様へ

帝塚山学院中学校高等学校  
事務局 事務長 高尾 茂樹

### 配付書類の訂正についてのお知らせ

平素は、本校の教育にご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。  
さて、先日ご送付しました各種の書類につきまして、このたびの緊急事態宣言が発出される前に作成したものであったため、締め切り期日等の記載に配慮に欠ける箇所がありました。  
つきましては、該当箇所を下記のとおり訂正いたしますので、ご確認のうえよろしくお願ひ申し上げます。

### 記

#### 【特別協力金・教育後援会・学校債の振込期日について】

お願ひのプリント及び振込用紙に記載の4月30日の納付期限につきまして、緊急事態宣言の終了が前提となりますが7月31日（金）まで延長します。

それに伴いまして、銀行の窓口にて納付期限切れを指摘された場合は、期限の延長については、学校より了解を得ていることをお伝えください。

なお、申込書につきましては、お子さまが登校されます際に、住吉校事務局へ提出ください。

【本件に関するご照会窓口】 住吉校事務局 06-6672-1151（高尾・杉田）

以 上